

【議案第2号】

決 算 報 告 書

第 6 期

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月 31日

芦別市北4条東1丁目1番地3
一般社団法人芦別観光協会

【議案第2号】

貸借対照表

一般社団法人芦別観光協会

令和6年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 71,756,104 】	【流動負債】	【 18,333,476 】
現金及び預金	55,081,538	買掛金	3,312,574
売掛金	1,038,315	未払金	9,891,775
未収入金	9,773,261	未払消費税	2,491,500
前払費用	126,075	預り金	806,627
商品	5,736,915	未払法人税	1,831,000
【固定資産】	【 1,558,516 】		
(有形固定資産)	(1,498,516)	負債の部合計	18,333,476
車輜運搬具	601,314	純資産の部	
工具器具備品	897,202	【株主資本】	【 54,981,144 】
(投資その他資産)	(60,000)	(利益剰余金)	(54,981,144)
出資金	10,000	繰越利益剰余金	54,981,144
差入保証金	50,000		
		純資産の部合計	54,981,144
資産の部合計	73,314,620	負債及び純資産の部合計	73,314,620

【議案第2号】

損 益 計 算 書

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

(単位：円)

【 売 上 】

売 上	62, 590, 843
売 上 (軽)	55, 848, 724
売 上 (他)	2, 344, 678
協 会 会 費 収 入	1, 107, 000
交 付 金 収 入	10, 500, 000
村 民 会 費 収 入	1, 916, 500
委 託 料 収 入	116, 300, 232

250, 607, 977

【 売 上 原 価 】

売 上 原 価	66, 930, 119
合 計	66, 930, 119

66, 930, 119

売 上 総 利 益

183, 677, 858

【販売費及び一般管理費】

給 料 手 当	46, 701, 340
賃 金 手 当	37, 863, 997
報 酬	454, 300
退 職 金	572, 000
法 定 福 利 費	13, 441, 172
厚 生 費	123, 839
研 修 費	8, 000
広 告 宣 伝 費	3, 102, 189
交 際 費	375, 479
旅 費 交 通 費	84, 100
通 信 費	6, 494, 065
飼 料	3, 044, 332
消 耗 品 費	6, 520, 591
印 刷 製 本 費	1, 919, 506
修 繕 費	1, 429, 079
水 光 熱 費	12, 471, 866
燃 料 費	3, 574, 054
手 数 料	5, 159, 071
保 健 衛 生 費	38, 331
負 担 金	946, 104
保 険 料	758, 920
寄 付 金	8, 000
委 託 料	13, 154, 134
棚 卸 減 耗 損	59, 169
減 価 償 却 費	1, 181, 629
繰 延 資 産 償 却 費	391, 600

【議案第2号】

賃借料	3,940,899	
公租公	10,704,112	
雑費	637,281	175,159,159
營業利益	<u> </u>	<u>8,518,699</u>
【營業外収益】		
受取利息	465	
雑収	2,330,153	2,330,618
經常利益	<u> </u>	<u>10,849,317</u>
【特別損失】		
固定資産除却損	358,967	358,967
税引前当期純利益	<u> </u>	<u>10,490,350</u>
中間法人税等		<u>796,400</u>
確定法人税等		<u>1,831,000</u>
当期純利益		<u><u>7,862,950</u></u>

【議案第2号】

株主資本等変動計算書

自令和5年4月1日 至令和6年3月31日 単位：円

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	47,118,194	47,118,194	47,118,194	47,118,194
当期変動額				
当期純損益金	7,862,950	7,862,950	7,862,950	7,862,950
当期変動額合計	7,862,950	7,862,950	7,862,950	7,862,950
当期末残高	54,981,144	54,981,144	54,981,144	54,981,144

【議案第2号】

個別注記表

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

- I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
 - イ 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
 3. 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
 4. 収益及び費用の計上基準
収益は実現主義、費用は発生主義の認識基準を採用している。
 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
消費税法別表第三の法人で、特定収入割合による仕入税額の調整計算をしなければならないが、特定収入割合は4.7%であるため調整計算不要。
 6. 会計方針の変更
ありません。